

# 大分県報

令和二年  
号外（八〇）  
十月六日

（火曜日）

## 目次

### 条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正……………	一
大分県条例の一部改正……………	一
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正……………	二
大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正……………	二
大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正……………	二
美しく快適な大分県づくり条例の一部改正……………	三
大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例の制定……………	三
大分県産業振興条例等の一部改正……………	三
職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部改正……………	四
県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正……………	四
大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例の一部改正……………	五
大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正……………	六

## 〇条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

令和二年十月六日

大分県報号外（条例）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項の次に次のように加える。

四の二 知事又は教育委員会

高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に準じて行う高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校をいう。以下同じ。）の専攻科（同法第五十八条第一項に規定する専攻科をいう。）の生徒に対する修学支援金の支給に関する事務（以下「高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務」という。）であつて規則で定めるもの

別表第三の四の項の次に次のように加える。

四の二 私立の高等学校の設置者

高等学校専攻科修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十二号

大分県条例の一部を改正する条例

大分県条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。  
第五十七条第一項第一号中「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に、「施行規則第九条の二第七項」を「同条第七項」に改める。

附則第十七条中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、「又は各連結事業年度分」を削る。

附則第十八条第一項中「又は各連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第二項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同条第三項中「又は各連結事業年度分」及び「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第四項中「又は連結事業年度」及び「又は当該連結事業年度」を削り、同条第五項中「又は各連結事業年度分」、「又は個別帰属

属法人税額」、「又は当該連結事業年度」及び「又は前連結事業年度分」を削り、「又は前

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十七条の改正規定（「又は各連結事業年度分」を削る部分に限る。）及び附則第十八条の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和四年四月一日
- 二 第五十七条第一項第一号の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日（県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、前項第一号に掲げる規定による改正後の大分県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「一号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「所得税法等改正法」という。）第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が一号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、一号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が一号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び一号施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が一号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第一項第一号に掲げる規定による改正前の大分県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十三号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年大分県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号口中「監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ハ中「収用委員会の委員」の下に「海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第十五条第二項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任の一部免責については、なお従前の例による。

大分県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十四号

大分県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

大分県住民基本台帳法施行条例（平成十四年大分県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項中「（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する場合を含む。）」及び「（漁業法第九十四条において準用する場合を含む。）」を削り、同表の五の項中「（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条において準用する場合を含む。）」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十五号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十五の項の事務の欄の第二号中(14)を削り、(15)を(14)とし、(16)から(18)までを(15)から(17)までとし、(19)を削り、(20)を(18)とし、(21)から(23)までを(19)から(21)までとし、(24)を削り、(25)を(22)とし、(26)から(30)までを(23)から(27)までとする。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

美しく快適な大分県づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十六号

**美しく快適な大分県づくり条例の一部を改正する条例**

美しく快適な大分県づくり条例（平成十六年大分県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ただし書中「第五十一条の二第二項」を「第五十一条の四第一項」に改める。

**附則**

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十七号

**大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例**

**（設置）**

**第一条** 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた県内の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項各号のいずれかに該当

する者をいう。）が負担する保証料（知事が別に定める資金に係るものに限る。）の軽減を図ることにより、事業資金の調達を支援するため、大分県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

**（積立て）**

**第二条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

**（基金の管理）**

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

**2** 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

**（運用益金の処理）**

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

**（繰替運用）**

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

**（処分）**

**第六条** 知事は、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

**（委任）**

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

大分県産業振興条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十八号

**大分県産業振興条例等の一部を改正する条例**

**（大分県産業振興条例の一部改正）**

**第一条** 大分県産業振興条例（昭和三十八年大分県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

令和二年十月六日

大分県報号外（条例）

第二条第一項第五号中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加える。

(大分県税特別措置条例の一部改正)

第二条 大分県税特別措置条例(昭和三十八年大分県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

附則

この条例は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十八号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三十九号

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「添削指導及び面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第六条第一項第三号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第七条第一項第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 訓練の実施方法は、通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

第十条第一号中「、長期養成課程又は短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。)」及び「(短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。)」を削り、同条第九号中「短期養成課程の指導

員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。 )又は「を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例中、第五条第一項、第六条第一項及び第七条第一項の改正規定は公布の日から、第十条の改正規定及び次項の規定は令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例(以下「新条例」という。 )第十条の規定の適用については、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和二年厚生労働省令第六十一号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「旧省令」という。 )第三十六条の五に規定する長期養成課程、短期養成課程(実務経験者訓練技法習得コース(旧省令第三十六条の六の二第二号口に規定する実務経験者訓練技法習得コースをいう。以下同じ。 )に係るものに限る。 )又は高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者(旧省令第三十六条の五に規定する短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者に限る。 )であつて教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものは新条例第十条第一号に該当する者と、旧省令第三十六条の五に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学の長が定める科目を履修した者に限る。 )のうち十年以上の実務の経験を有するものであつて教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものは新条例第十条第九号に該当する者とみなす。

県道の構造的技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十号

県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成二十四年大分県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「停車帯」の下に「、自転車通行帯」を加え、同条第五項中「の車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、「狭窄部」を「狭窄部」に改める。

第六条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第七条第四項中「又は自転車歩行者道」を「、自転車歩行者道又は自転車通行帯」に、「及び」を「又は」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。  
（自転車通行帯）

第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。  
第十条第一項中「又は第四種の道路」を「（第四級及び第五級を除く。次項において同じ。）又は第四種（第三級及び第四級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十メートル以上であるもの」に改め、同条第二項中「道路」を「道路で設計速度が一時間につき六十メートル以上であるもの」に改める。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。  
第十二条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。  
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

第二十九条第一項中「駅前広場等」を「駅前広場、円形の交差点その他の」に改める。

第三十二条第三号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第四十一条中「第八条第一項」の下に「、第十条第一項及び第二項」を加える。

第四十二条中「第八条」の下に「、第八条の二第三項」を加える。

附則  
この条例は、公布の日から施行する。

大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和二年十月六日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十一号  
大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例（令和元年大分県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表の中江川プレジャーボート等係留施設の項の前に次のように加える。  
裏川プレジャーボート等係留施設  
大分市青葉町

附則  
（施行期日）  
1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。  
（準備行為）

2 この条例による改正後の大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する条例第四条第一項及び第七条の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。  
（大分県使用料及び手数料条例の一部改正）

3 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第一中

中江川プレジャーボート等係留施設		河川係留施設使用料		区画一	一月	三、〇〇〇円	「区画一」の係留場所の幅は四メートルとし、「区画二」の係留場所の幅は五メートルとする。
中江川プレジャーボート等係留施設		河川係留施設使用料		区画二	一月	三、六〇〇円	
裏川プレジャーボート等係留施設		河川係留施設使用料		区画一	一月	三、〇〇〇円	「区画一」の係留場所の幅は四メートルとし、「区画二」の係留場所の幅は五メートルとする。
裏川プレジャーボート等係留施設		河川係留施設使用料		区画二	一月	三、六〇〇円	

中江川プレジャーボート等係留施設		河川係留施設使用料		区画一	一月	三、〇〇〇円	「区画一」の係留場所の幅は四メートルとし、「区画二」の係留場所の幅は五メートルとする。
中江川プレジャーボート等係留施設		河川係留施設使用料		区画二	一月	三、六〇〇円	
裏川プレジャーボート等係留施設		河川係留施設使用料		区画一	一月	三、〇〇〇円	「区画一」の係留場所の幅は四メートルとし、「区画二」の係留場所の幅は五メートルとする。
裏川プレジャーボート等係留施設		河川係留施設使用料		区画二	一月	三、六〇〇円	

を に

改める。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四十二号

**大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例**

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例(昭和五十一年大分県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「七、〇六三人」を「七、〇八五人」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の規定は、令和二年七月二十七日から適用する。